# 水質の保全

# 1 公共用水域の水質の保全

#### (1) 水質・底質の監視

水質汚濁防止法に基づき、公共用水域(河川・海域)の水質と、水質にも影響を 及ぼす可能性がある底質(河川や海底に堆積している土砂)の調査を実施していま す。

#### 水質調査〔人の健康の保護に関する項目〕

人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として 27 項目の環境 基準が定められており、令和 4 年度 (2022 年度) は 29 地点 (河川 27、海域 2) において調査を実施しました $^*$ 。その結果、29 の調査地点全てにおいて、環境基 準を達成していました。

#### 水質調査〔生活環境の保全に関する項目〕

生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められています。生活環境項目の環境基準は、環境基準点で評価し、河川については 8 項目、海域については 11 項目が類型ごとに定められており、令和 4 年度(2022年度)は 31 地点(河川 27、海域 4)において調査を実施しました\*。

その結果、全体的な傾向としてはおおむね良好な状態であり、市内の 15 類型指定水域(河川 12、海域 3)のうち、有機物汚濁の指標である河川の BOD・海域の COD については、海域の 1 類型指定水域を除く 14 類型指定水域(河川 12、海域 2)で環境基準を達成していました。達成しなかった水域については、原因を調査し改善につなげています。

#### 底質調査

河川・海域の底質は、一旦汚染されると有害物質が蓄積されるため汚染が長期にわたり、溶出等により公共用水域にも影響を及ぼす可能性があります。環境省では、その残存性を考慮し、水銀と PCB について暫定除去基準を定めています。令和 4 年度(2022 年度)は、白川(吉原橋)、坪井川(千金甲橋)、天明新川(六双橋)及び海域(St-6、St-7、St-8)で調査を実施しましたが、暫定除去基準を超える水域はありませんでした。

\* 本市域においては、熊本市以外に一級河川の白川や加勢川を国土交通省、海域の一部を熊本県が調査を実施しています(地点数は熊本市の調査実施分です)。詳細は、「公共用水域の調査地点と類型」をご参照下さい。

# 各環境基準点における BOD (河川)・COD (海域)環境基準達成状況

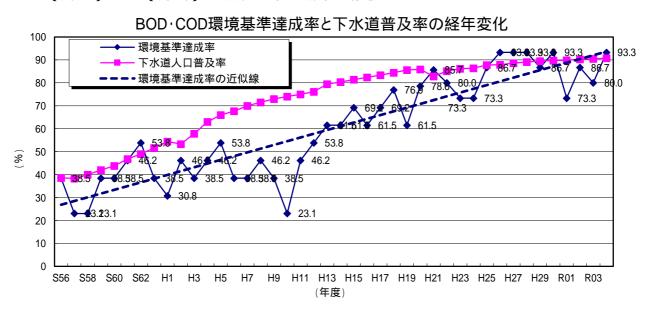
河川名	測定地点名 類 環境 BOD・COD の 75%水質値(mg/L)								R4 年度
海域名		型	基準値 (mg/L)	H30	H31	R2	R3	R4	環境基準 達成状況
白 川	吉原橋	Α	2	0.9	1.0	0.9	1.0	1.3	
	小島橋*	В	3	1.3	0.7	1.0	1.1	1.4	
坪井川	堀川合流前	Α	2	1.1	0.7	0.8	1.7	1.5	
	上代橋	С	5	4.4	2.8	4.2	<u>5.5</u>	3.3	
	千金甲橋	С	5	3.4	2.4	1.7	2.6	2.7	
堀川	坪井川合流前	D	8	2.1	2.1	1.2	1.6	1.6	
井芹川	山王橋	Α	2	1.4	1.3	1.3	0.8	1.1	
	尾崎橋	В	3	1.3	1.1	1.0	0.9	1.1	
緑川	上杉堰*	Α	2	1.3	1.7	1.5	1.7	1.4	
加勢川	大六橋*	Α	2	1.4	1.5	1.4	1.3	1.6	
天明新川	六双橋	В	3	1.9	1.9	1.8	1.3	1.9	
合志川	芦 <b>原</b> *	Α	2	1.8	2.3	1.7	1.4	1.6	
有明海	St-6(坪井川河口)	В	3	2.4	3.5	3.1	3.0	2.7	
	St-8(緑川河口)	В	3	2.6	<u>3.5</u>	2.9	3.6	2.2	0
	St-7(白川地先) St-9(緑川地先)	А	2	<u>2.1</u> <u>2.2</u>	3.0 2.7	<u>2.9</u> <u>2.4</u>	<u>2.7</u> <u>2.4</u>	<u>2.3</u> 1.7	×

備考 :基準達成、×:基準未達成 下線がある数値:環境基準値超過、\*:国土交通省の調査地点

「BOD・COD の 75% 水質値」とは、年間の日間平均値の全デ・タを、その値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$  ( n は日間平均値のデ・タ数 ) 番目のデ・タ値のこと。BOD・COD の環境基準の達成状況の評価は、この数値で行うこととされています。

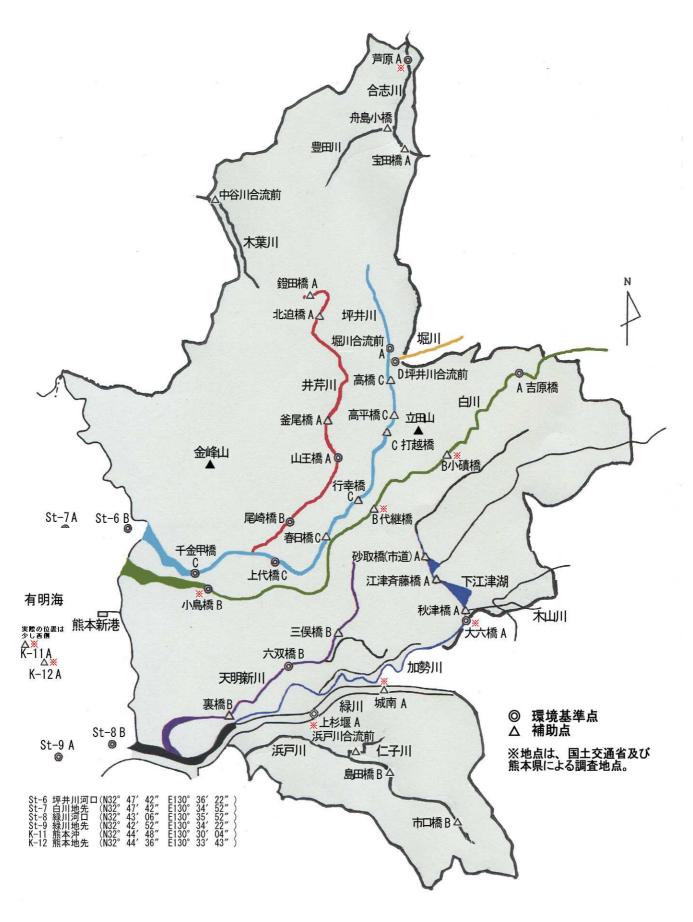
千金甲橋(坪井川)、尾崎橋(井芹川)については平成 19 年度(2007年度)に環境基準値の見直しが行われているため、見直し後の環境基準値を用いて昭和 55 年(1980年)からの評価を行っています。また、平成 22 年度(2010年度)から、合併した植木町の芦原も含めて集計しています。

#### BOD (河川)・COD (海域)の環境基準達成率の推移



下水道人口普及率の推移について、平成 20 年度(2008年度)は合併した富合町区域分も含めて、平成 21 年度(2009年度)からは合併した植木町・城南町区域分も含めて集計しています。

#### 【公共用水域の調査地点と類型】



# (2)水質汚濁の防止

#### 排水規制等の概要

本市域では、水質汚濁防止法、熊本県生活環境の保全等に関する条例、熊本県 地下水保全条例及び熊本市公害防止条例に基づく排水基準等の規制により、工 場・事業場による公共用水域の水質の汚濁を防止しています。

#### 排水に関する規制や指導の状況

本市では、事業場が設置される際、設置者に対し、排水の処理等を適切に行い、排水基準を遵守するよう指導を行っています。

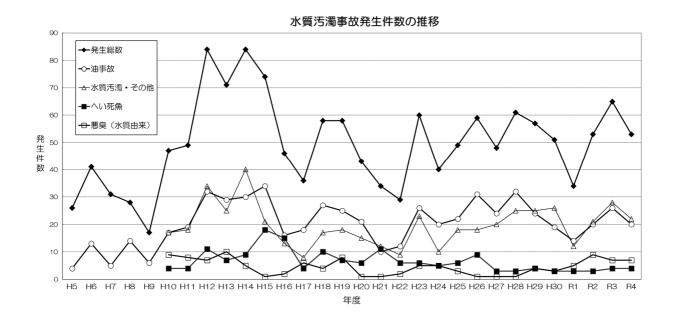
また、事業場に定期的に立ち入りを実施し、施設の管理状況の確認や排水の検査を行い、排水基準に適合しない事業場には行政指導や改善命令等の処分を行っています。

令和 4 年度(2022 年度)は、延べ30 事業場に対して立ち入りを実施しました。 その結果、2 事業場で排水基準の違反があり、排水処理の改善等の指導を行いま した。

#### (3) 水質汚濁事故対応

公共用水域、土壌、地下水において、重油等の油や有害物質の流出、へい死魚事故等の水質汚濁事故が発生した場合は、直ちに河川管理者等の関係機関と連携し、被害拡大の防止を実施するとともに、原因究明の調査を行い、原因者に対して再発防止に関する指導を行います。また、水質汚濁事故の発生を未然に防止するための啓発も行っています。

令和4年度(2022年度)は53件の水質汚濁事故が発生し、対応を行いました。



#### 2 地下水の水質の保全

#### (1) 水質の監視

昭和50年代後半、全国的に工場・事業場に起因する地下水の汚染が確認される中、環境省が実施した昭和57年(1982年)の地下水質調査によって、本市域内においても地下水汚染が判明したことから、熊本市では地下水の水質調査を開始しました。

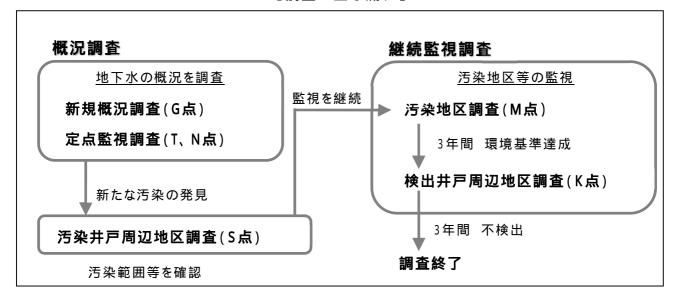
その後、平成元年(1989年)の水質汚濁防止法の改正により、地下水の水質の常時監視が義務化され、水質汚濁防止法に基づく地下水質の調査を継続して実施しています。

地下水質の調査は、目的に応じて調査の種類を分けています。令和4年度(2022年度)の調査実施状況と結果は、以下のとおりです。

【地下水質の調査の種類】

調	]查名	調査の目的	令和 4 年度(2022 年度) 調査井戸本数 (うち、基準値超過本数)		
概況調査	新規概況調査 (G点)	未把握の地下水汚染を発見するため新た な地点を選定して行う調査	0 本		
	定点監視調査 (T点)	定点(地域の代表地点)において、広域 的な地下水質の動向を経年的に把握する 調査	39 本 (8 本)		
	定点監視調査 補助点調査 (N点)	定点監視調査を補う地点の調査(主に東 部地域の硝酸性窒素を監視する調査)	21 本 (0 本)		
継続監視 調査	汚染地区調査	環境基準値を超過した汚染地区の地下水 質の動向を継続的に把握するための調査	136 本 (51 本)		
神 旦	( M 点 ) 検出井戸周辺 地区調査 ( K 点 )	環境基準値は超過していないが汚染物質 が検出された地区の地下水質の動向を継 続的に把握するための調査	12 本 (0 本)		
汚染井戸周辺地区調査 (S点)		新たに発見された汚染の範囲を確認する ための調査	0 本		

【調査の主な流れ】



#### 概況調査

地域の地下水質の概況を把握するための調査です。

#### ア 定点監視調査(T点)

定点(地域の代表地点)において、広域的な地下水質の動向を経年的に把握するための調査です。令和4年度(2022年度)は、39本の井戸で調査を実施しました。調査項目は、地下水の環境基準が定められている28項目 としました。

結果は、39本のうち、8本で環境基準値を超過しました。その内訳は、砒素3本、ふっ素6本、ほう素2本でした(重複する井戸あり)。

砒素、ふっ素、ほう素の環境基準値の超過は、熊本市の南部および南西部地域に見られる自然的要因による汚染であり、経年的な濃度の変動はほとんどありません。また、硝酸性窒素は、環境基準値の超過はないものの、主要な地下水帯である東部地域から江津湖周辺にかけて、経年的に濃度が上昇傾向を示しています。

アルキル水銀については総水銀が検出されたときに調査することとしているため、 通常は 27 項目を調査している。

PCB は熊本市内を 4 年間で一巡するローリング調査を実施している。

#### イ 定点監視調査補助点調査(N点)

定点監視調査を補う地点の調査で、主に、主要な地下水帯である東部地域に おいて硝酸性窒素を監視する調査です。また、平成 27 年度(2015 年度)から は環境基準値未満ではありますが、比較的硝酸性窒素濃度が高い地点が存在す る南区城南町においても調査をしています。

令和 4 年度(2022 年度)は、21 本の井戸で硝酸性窒素の調査を実施しましたが、環境基準値を超過した井戸はありませんでした。

#### 継続監視調査

汚染地区等の地下水質の動向を監視するための継続的、経年的な調査です。

#### ア 汚染地区調査(M点)

環境基準値を超過した汚染地区の地下水質の動向を継続的に把握するための 調査です。

令和 4 年度(2022 年度)は、136 本の井戸で調査を行いました。調査項目は、 各汚染地区の汚染物質とその分解生成物としました。

結果は、調査を実施した 136 本のうち、51 本の井戸で環境基準値を超過しました。その内訳は次表のとおりです。

市内十数か所に点在する有機塩素系化合物、ベンゼン、重金属、全シアンによる地下水汚染は、その濃度に応じて浄化対策や監視を継続して実施しています。

植木町地域、北部地域、北西部地域、東部地域に存在する硝酸性窒素による

汚染は、各井戸の濃度を見ると、濃度が減少している地点・増加している地点 が混在しており、現在のところ全体的な改善傾向は認められていません。

硝酸性窒素による汚染を改善するため、市では「第4次熊本市硝酸性窒素削減計画」に基づき対策を推進しています。

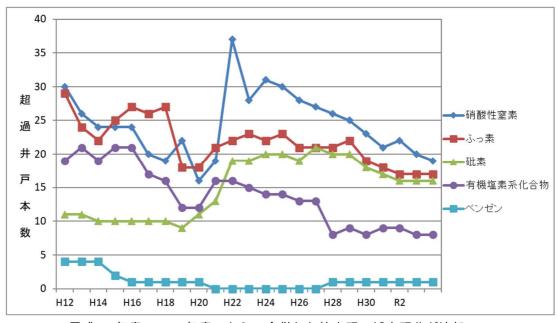
南部、南西部及び植木町地域に存在する砒素・ふっ素・ほう素による汚染は、自然的要因による汚染であり、引き続き地域全体の監視を継続します。

【令和4年度(2022年度)継続監視調査における環境基準超過井戸数の内訳】

項目	調査井戸数	基準超過井戸数
有機塩素系化合物 (トリクロロエチルン、 テトラクロロエチルン、 1,1,1-トリクロロエタン、 1,1-ジクロロエチルン、1,2-ジクロロエチルン、クロロエチルン)	31	8
ベンゼン	14	1
硝酸性窒素	64	19
全シアン	3	0
鉛	3	0
セレン	3	0
→ <sub>*</sub> 砒素	32	16
ふっ素	34	17
ほう素	27	1
全体	136	51

有機塩素系化合物とは表中の括弧内の6項目を集計したもの 重複があるため各項目の井戸数の合計と「全体」の井戸数は一致しない

# 【汚染地区調査における環境基準超過井戸本数の推移】



平成 22 年度(2010年度)から、合併した植木町、城南町分が追加

#### イ 検出井戸周辺地区調査(K点)

環境基準は超過していないが汚染物質が検出された地区、又は汚染地区調査において3年間環境基準を達成した地区の地下水質の動向を継続的に把握するための調査です。令和4年度(2022年度)は、12本の井戸で調査した結果、全ての井戸で環境基準値を達成していました。

#### まとめ

本市の地下水質の状況は、一部の地域に汚染がみられますが、全体としては良好な状態です。

これまでに判明した有機塩素系化合物やベンゼンによる局所的な地下水汚染については、その濃度に応じて浄化対策や監視を継続して実施しており、汚染範囲及び汚染濃度は改善しています。

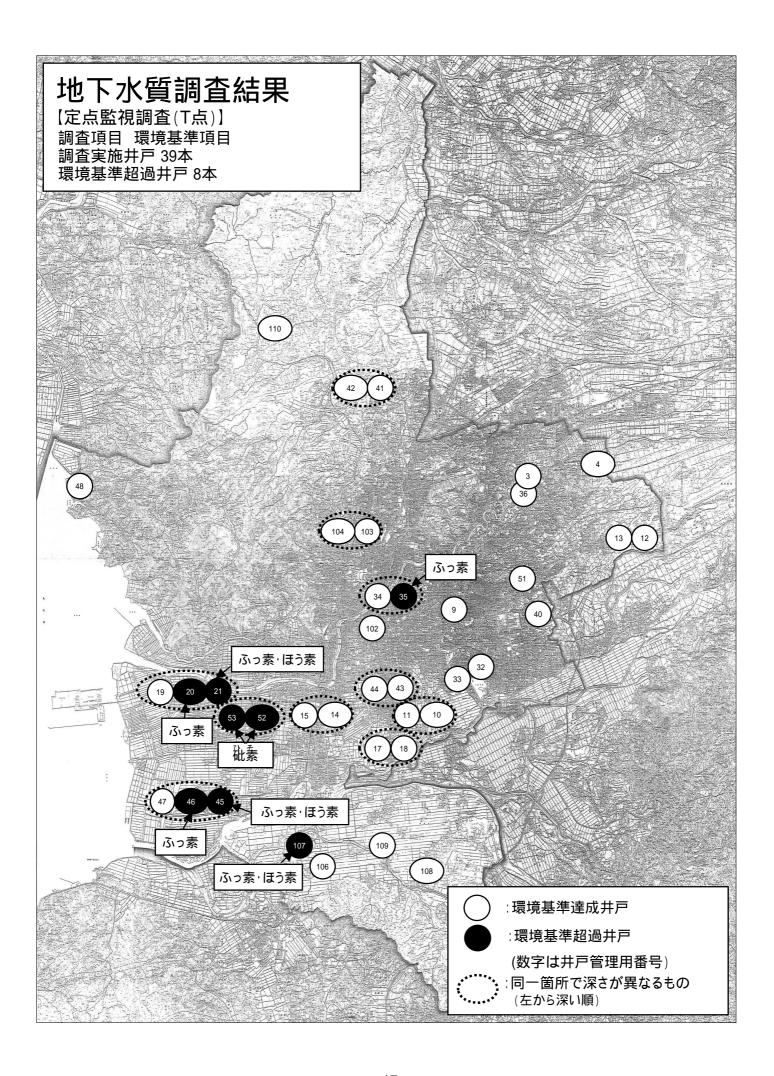
硝酸性窒素による地下水汚染については、植木町地域、北部地域及び北西部地域において基準の超過がみられており、また、東部地域においては基準値以下であるものの濃度は上昇傾向にあることから、「第4次熊本市硝酸性窒素削減計画」に基づき対策を推進しています。

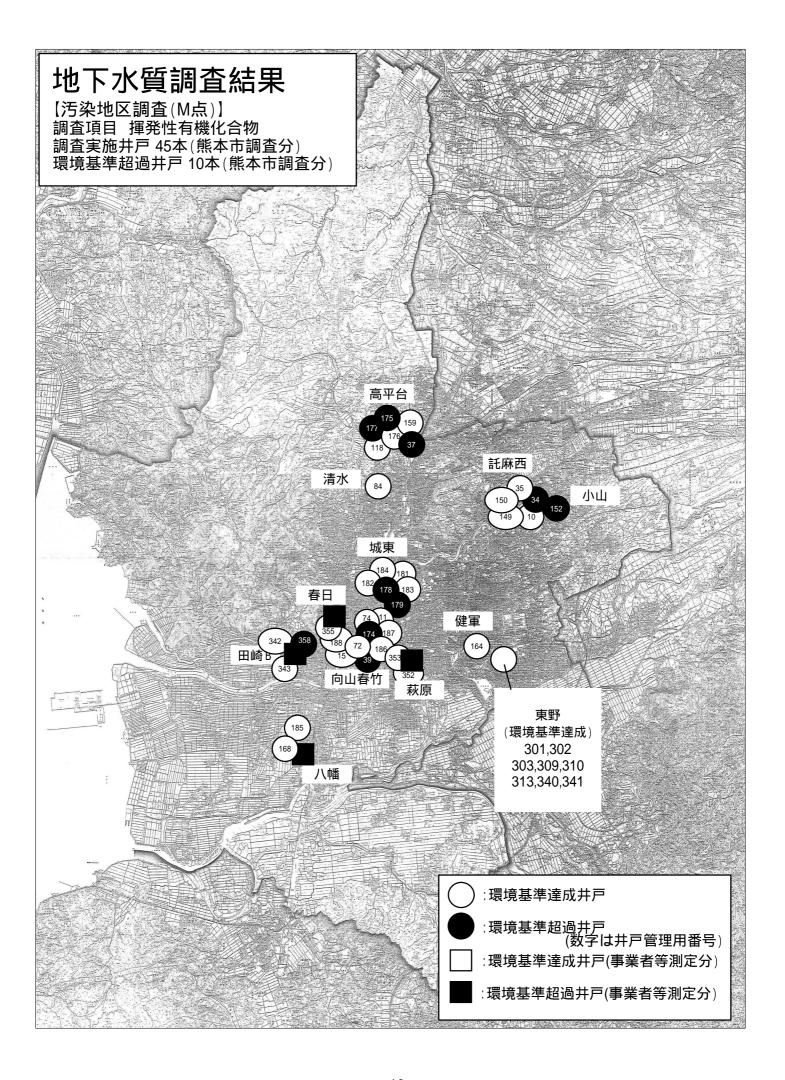
また、南部地域、南西部地域及び植木町地域においては、自然的要因による 砒素・ふっ素・ほう素の汚染がみられています。

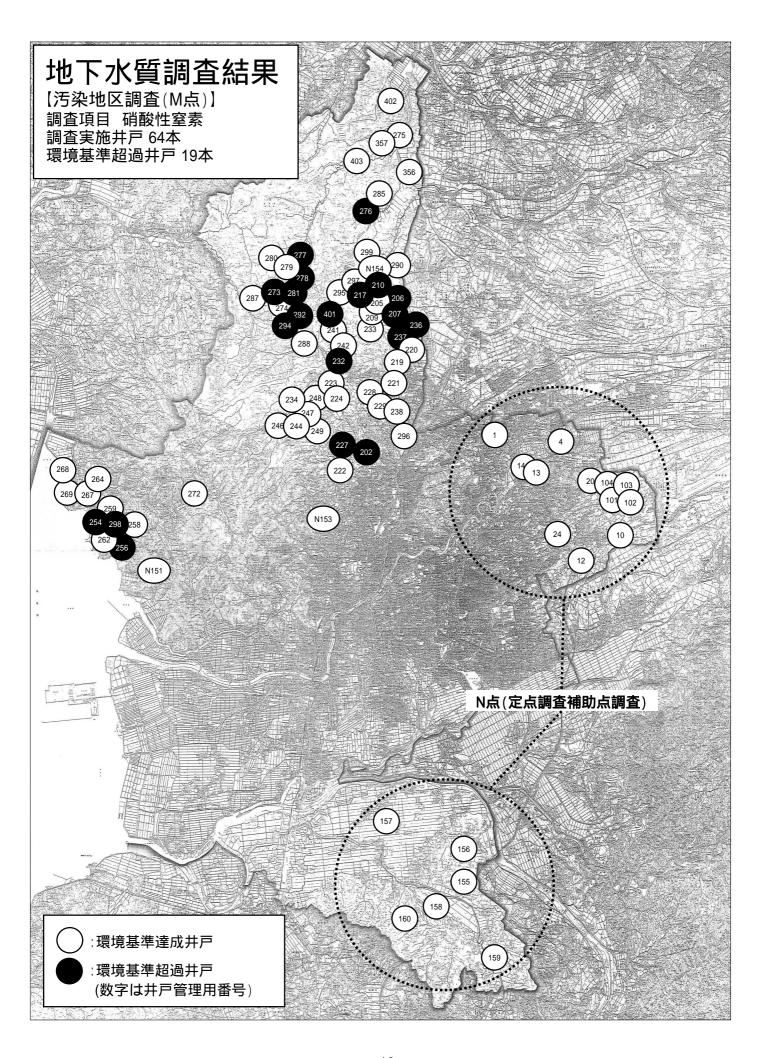
# 令和4年度(2022年度)地下水質調査結果の総括表

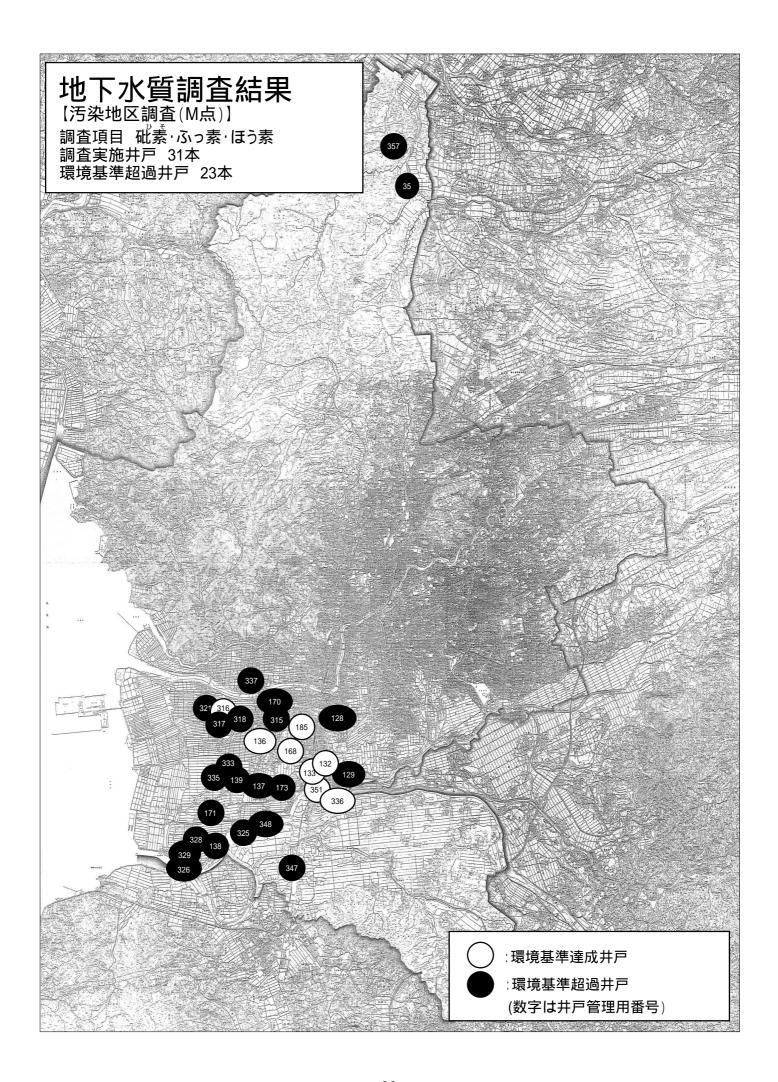
															環境	<b>基準</b> 理	頁目													
	物質	名	カト゜ミウム	全シアン	鉛	六価クロ	砒素	総水銀	РСВ	ジクロ ロメタ ン	四塩化炭素	1,2-ジ クロロ エタン	クロロエチレ ン	1,1-ジ クロロエチレ ン	1,2-ジ クロロエチレ ン	1,1,1- トリクロロエ タン	1, 1, 2- トリクロロエ タン	トリクロロエ チレン	テトラクロロ エチレン	1,3-ジ クロロプロ ペン	チウラム	シマシ゜ン	チオヘ°ンカ ルフ°	ヘ゜ンセ゜ン	セレン	硝酸性 窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジ オキサン	全体
環境	基準値(	mg/L以下)	0.003	不検出	0.01	0.05	0.01	0.0005	不検出	0.02	0.002	0.004	0.002	0.1	0.04	1	0.006	0.01	0.01	0.002	0.006	0.003	0.02	0.01	0.01	10	0.8	1	0.05	
		調査井戸数																												
	G 調規	検出井戸数																												
	查概	超過井戸数																												
	查定	調査井戸数	39	39	39	39	39	39	9	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
概況	(点 T監	検出井戸数	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	32	35	0	39
概況調査	三 視調	超過井戸数	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	0	8
			(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(5)	(2)	(0)	(8)
	查查定 (N助監	調査井戸数												•		•										21				21
	N 助監 点視	検出井戸数																								21				21
	調調	超過井戸数																								0 (0)				0 (0)
	查汚	調査井戸数		3	3		32						31	31	31	6		31	24					14	3	64	34	27		136
	〜染 M ₩	検出井戸数		0	0		21						2	4	4	0		11	16					1	1	63	32	27		116
継続	M地 区	超過井戸数		0	0		16						0	0	1	0		3	6					1	0	19	17	1		51
監	調	尼尼/I/ 纵		(0)	(0)		(16)						(0)	(0)	(1)	(0)		(4)	(4)					(1)	(0)	(20)	(17)	(0)		(52)
継続監視調査	<b>○</b> 辺検	調査井戸数											12	12	12			12	12											12
査	K 地出 区井	検出井戸数											0	0	0			4	7											9
	調戸 査周	超過井戸数											0	0	0			0	0											0
	/												(0)	(0)	(0)			(0)	(0)											(0)
	合計	調査井戸数	39	42	42	39	71	39	9	39	39	39	82	82	82	45	39	82	75	39	39	39	39	53	42	124	73	66	39	208
(計	合計  一画分)	検出井戸数	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	2	4	4	0	0	15	23	0	0	0	0	1	1	110	64	62	0	185
		超過井戸数	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	6	0	0	0	0	1	0	19	23	3	0	59

※検出井戸数とは、各項目が検出された井戸数。超過井戸数とは、各項目の環境基準値を超過した井戸数。検出井戸数には超過井戸数を含む。 ※( )内は前年度の調査で環境基準を超過した井戸の数。









#### (2) 地下水汚染対策

本市において現在判明している地下水汚染は、工場・事業場等が原因である揮発性有機化合物等による汚染、畑地での過剰な施肥や家畜排せつ物の不適正処理などが原因である硝酸性窒素による汚染、また自然的な要因である砒素・ふっ素・ほう素による汚染があります。

地下水汚染が判明した場合は、まず飲用に関する指導を行います。そして、汚染の原因や濃度などに応じて、浄化や監視などの対策を行っています。

工場・事業場等が原因である地下水汚染対策

工場・事業場等が原因である地下水汚染は、有害物質が施設からの漏洩等によって地下へ浸透することで引き起こされます。地下水は一旦汚染されると、汚染物質が長期間にわたり残留し短期間では改善しません。

現在までに本市域で確認された地下水汚染事例は25件ありますが、浄化対策の実施等により改善が進んでいます。また、浄化対策を実施していない事例でも、自然的分解や希釈等によって環境基準値以下まで改善したことを確認しています。また、平成24年(2012年)に水質汚濁防止法が改正施行され、有害物質による地下水汚染の未然防止を目的として、有害物質を使用・貯蔵等する施設を設置する事業場は、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられました。対象となる事業者に対して指導を行い、地下水汚染の未然防止を推進しています。

また、本市では、有害物質や油を貯蔵又は使用等する事業場の構造的な基準等を定めた「熊本市地下水、土壌及び公共用水域の汚染防止対策要綱」を定めており、建築確認申請の事前指導時など機会を捉えて汚染防止に関する指導を行っています。

#### 【本市における地下水汚染事例数】

地下水汚染事例	件数	備考
現在までに本市域で確認さ	25 件	
れた地下水汚染事例		
うち、地下水質が改善	14 件	地下水の環境基準を3年以
した事例	(古町地区、八王寺町地区、	上達成した場合に改善した
	山ノ内地区、託麻東地区、桜	と判断する。
	木地区、若葉地区、長嶺地区、	
	黒髪地区、新南部地区、尾ノ	
	上地区、田崎A地区、東野地	
	区、西原地区、弓削地区)	
うち、現在も地下水が	11 件	
汚染されている事例	(次頁の表参照)	

【現在も地下水が汚染されている事例(工場・事業場等が原因であるもの)】

	<b>T</b>		最高地点濃	捜 (mg/L)	環境基準値	対策実施状況
番号	汚染の所在地	汚染物質	R4 年度の 平均値	過去最高値 (年度)	(mg/L)	(R4 年度末)
1	向山春竹地区	テトラクロロエチレン	0.59	31 (H6)	0.01	市による 地下水浄化対策 実施中
2	清水町地区	テトラクロロエチレン	0.82 (H26)	5.0 (H5)	0.01	事業者による 地下水浄化対策 実施中
3	高平台地区	トリクロロエチレン	0.30	330 (H3)	0.01	事業者による 地下水浄化対策 実施中
4	八幡地区	1,2-ジクロロエチレン	0.024	1.6 (H23)	0.04	事業者による
		クロロエチレン	0.043	0.043 (R4)	0.002	地下水浄化対策
		ふっ素	5.9	9.5 (H23)	0.8	実施中
5	健軍地区	テトラクロロエチレン	0.015(H27)	3.3 (\$63)	0.01	浄化対策を終了し 地下水監視
6	託麻西地区	テトラクロロエチレン	0.040	0.11 (H4)	0.01	地下水監視
7	小山地区	テトラクロロエチレン	0.024	0.15 (H11)	0.01	地下水監視
8	城東地区	テトラクロロエチレン	0.046	0.09 (H20)	0.01	地下水監視
9	萩原地区	全シアン	0.575	10 (H28)	検出されないこと (0.1 未満)	
		セレン	0.014	0.47 (H26)	0.01	
		<u></u> 鉛	0.011	9.2 (R3)	0.01	地下水監視
		ベンゼン	0.096	0.16 (H26)	0.01	
		业素	0.008	0.71 (H25)	0.01	
		ふっ素	1.6	3.1 (H27)	0.8	
1 0	春日地区	全シアン	0.1	1.9 (H25)	<sub>検出されないこと</sub> (0.1 未満)	事業者による 土壌汚染対策 実施中
		ベンゼン	0.012	0.59 (H25)	0.01	
1 1	田崎地区	ペンセ゚ン	0.035	8.4 (H27)	0.01	事業者による 地下水浄化対策 実施中

印が付いている測定値は、事業者による自主調査によるもの

#### 硝酸性窒素による地下水汚染対策

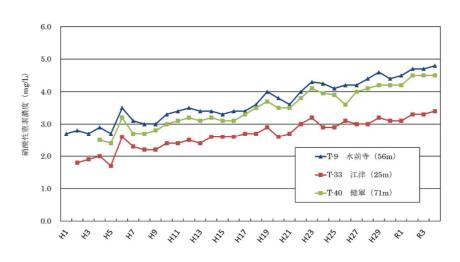
硝酸性窒素による地下水汚染は、畑地への過剰な施肥や家畜排せつ物の不適切な処理などが原因で発生することから、汚染源や汚染範囲が広範囲に及ぶことが多く、地下水を直接浄化する対策は技術的・経済的に非常に困難です。このため、汚染対策では、土壌に負荷される窒素の量を削減することが最も重要となります。

現在、本市では、植木町地域、北部地域、北西部地域及び東部地域において硝酸性窒素による汚染が確認されています。これまでの調査では、これらの地域の主な汚染の原因は、施肥または家畜排せつ物によるものと推定されています。

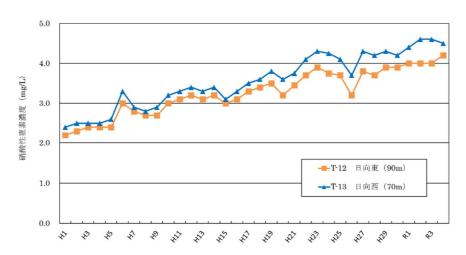
また、主要な地下水帯である東部地域から江津湖周辺にかけて、経年的に濃度が上昇傾向を示しています。

#### 【地下水の硝酸性窒素濃度の経年変化】

# (江津湖周辺)



# (東部地域)

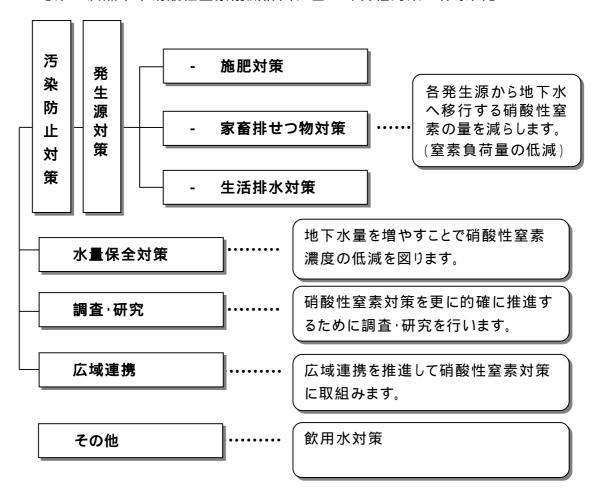


本市では、熊本県が平成 17 年 (2005 年) に策定した「熊本地域硝酸性窒素削減計画」を受け、本市内における具体的対策を定めた「熊本市硝酸性窒素削減計画」(現在第 4 次:令和 2 年度~令和 6 年度)を策定し、本計画に掲げた目標の達成に向け、対策を推進しています。(下図参照)

また、本市の重要なかん養域である東部地域において家畜排せつ物の適正処理 と広域流通を推進するため、家畜排せつ物処理施設(熊本市東部堆肥センター)の 整備を行い、平成31年(2019年)4月から供用を開始しました。

硝酸性窒素による地下水汚染は熊本地域全体の問題であり、上流域と一体となって取り組む必要があることから、今後も熊本県及び熊本地域の市町村並びに関係者との連携を図りながら対策を推進していきます。

#### 【第4次熊本市硝酸性窒素削減計画に基づく各種対策の体系図】



自然的要因による地下水汚染対策

本市の南部地域、南西部地域及び植木町地域には、砒素・ふっ素・ほう素による地下水汚染が確認されています。これは、自然的要因によるものと考えられています。これまでの調査では、比較的低濃度で、また経年的な濃度の変動はほとんどみられていません。

これらの地域では、飲用に関する啓発を行うとともに、今後も水質の監視を継続していきます。

#### 3 土壤污染対策

#### (1) 土壌汚染対策法の施行状況

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等による土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する目的で、平成15年(2003年)2月に「土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)」が施行されました。

#### 土壤汚染状況調査

同法では、26 種類の特定有害物質を使用等する特定施設(水質汚濁防止法に規定するもの)を廃止したとき(法第3条第1項)、一定規模以上の土地<sup>2</sup>の形質の変更を行う際にその土地に土壌汚染のおそれがあるとき(法第4条第1項)などに、その土地の所有者等に対して土壌汚染状況調査の実施及び報告を義務付けています。

#### 要措置区域等の指定等

土壌汚染状況調査結果の報告から土壌汚染が判明した場合、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事(本市を含む、土壌汚染対策法施行令で定める指定都市の場合は市長。以下「市長」という。)が認めるときは「要措置区域」、健康被害が生ずるおそれがないときには「形質変更時要届出区域」として、区域を指定・公示することとなっています。

#### 汚染除去等計画の作成及び提出の指示

「要措置区域」については、市長が土地の所有者等に対して講ずべき汚染の除去 等の措置を示し、汚染除去等計画を提出すべきことを指示することとされています。

#### 指定の解除

区域の指定を受けた土地 について、汚染の除去等の措置により指定の理由がなくなったときには、当該区域の指定は解除されます。

#### 【熊本市における土壌汚染対策法の施行状況】

土壌汚染状況調査	累積件数(R4年度実績)
有害物質を使用等する施設を使用廃止した時の土壌汚染状況調査実施	16 lft ( 0 lft )
件数(法第3条第1項)	16件(0件)
上記調査が免除 1されている土地の件数(法第3条第1項ただし書)	30件(0件)
法第 3 条第 1 項ただし書の土地で、900m²以上の土地の形質の変更を	2 /# ( 2 /# )
行う際の土壌汚染状況調査実施件数(法第3条第8項)	3件(2件)
一定規模以上の土地 <sup>2</sup> の形質の変更を行う際、土壌汚染のおそれがあ	43件(5件)

る土地の土壌汚染状況調査実施件数(法第4条)	
土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査実施件数(法	o #+ (o #+ )
第5条)	0件(0件)

- 1 引き続き工場・事業場として使用する場合等は調査義務が一時的に免除される。
- 2 現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では 900m²以上、それ以外の土地では 3,000m²以上

区域の指定等	累積件数 (R4 年度実績)
「要措置区域」に指定された件数(法第6条)	11件(1件)
「形質変更時要届出区域」に指定された件数(法第 11 条)	21件(0件)

指定が解除された区域を含む

汚染除去等計画の提出等の指示	累積件数(R4 年度実績)
土地所有者等に対して汚染除去等計画の提出等を指示した件数(法第	10 l/t ( 0 l/t )
7条第1項)	10件(0件)

指定の解除	累積件数(R4 年度実績)
「要措置区域」の指定が解除された件数(法第6条第4項)	8件(0件)
「形質変更時要届出区域」の指定が解除された件数(法第 11 条第 2 項)	4件(0件)

#### (2) 自主的な土壌汚染調査や措置への対応

土壌汚染対策法の施行後、土地取引の際などに自主的な土壌調査や措置を実施する例が増えています。市では、自主的な調査や措置に対して必要な助言や指導などを行っています。

また、自主的な土壌調査の結果から土壌汚染が判明した場合、土壌汚染対策法に基づき市長へ要措置区域等への指定の申請(法第14条)をすることができます。

令和 4 年度 (2022 年度): 0 件

#### (3) 熊本市の自然的要因による土壌中の金属等の分布状況

土壌汚染状況調査において金属等の汚染が判明した場合、その要因が人為的か自然 的かを判断する必要があります。

この判断の資料とすることを目的に、自然的要因による土壌中の金属等の分布調査 を、平成 19~23 年度 (2007~2011 年度)の 5 年間で実施しました。

調査の概要及び結果は以下のとおりです。

[調査の概要] 調査内容:土壌溶出量調査、土壌含有量調査

調査項目:鉛、砒素、ふっ素、ほう素

調査深さ:5m

年度	地域	主な対象層	地点数
H19	東部	託麻砂礫層、保田窪砂礫層、低地堆積物	10 地点
H20	西部	低地堆積物、自然堤防堆積物	11 地点
H21	南部	保田窪砂礫層、低地堆積物、火砕流堆積物	9 地点
H22	中心部・北部	自然堤防堆積物、火砕流堆積物、託麻砂礫層	6 地点
H23	全体	低地堆積物、託麻砂礫層、火砕流堆積物、金峰山火山 岩類	8 地点

地域	調査	調査結果
東部地域 (託麻砂礫層) (保田窪砂礫層) (低地堆積物)	溶出量試験	ふっ素、ほう素は、託麻砂礫層、保田窪砂礫層、 低地堆積物で検出された箇所があり、低地堆積 物では溶出量基準を超過する地点も見られた。 砒素は、検出された地点はなかった。 鉛は、検出された地点があったが、溶出量基準 を超過する地点はなかった。
	含有量試験	鉛は、含有量基準の 1/10 以上の含有があった 地点があった。
西部地域 (低地堆積物) (自然堤防堆積物)	溶出量試験	ふっ素は、全ての地点で検出され、粘土・シルト層を中心に溶出量基準を超過する地点も見られた。 ほう素は、全ての地点で検出されたが、溶出量 基準を超過する地点はなかった。 砒素は、検出された地点が数地点あった。 鉛は、検出された地点はなかった。
	含有量試験	鉛は、含有量基準の 1/10 以上の含有があった 地点が数地点あった。 ふっ素・ほう素・砒素は、全ての地点で含有量 基準の 1/10 以上の含有はなかった。
南部地域 (保田窪砂礫層) (低地堆積物) (火砕流堆積物)	溶出量試験	ふっ素は、全ての地点で検出され、溶出量基準を超過する地点も見られた。 ほう素は、多くの地点で検出されたが、溶出量 基準を超過する地点はなかった。 砒素・鉛は、検出された地点が数地点あった。
	含有量試験	鉛は、含有量基準の 1/10 以上の含有があった 地点が数地点あった。 ふっ素・ほう素・砒素は、全ての地点で含有量 基準の 1/10 以上の含有はなかった。

中心部、北部 (自然堤防堆積物) (火砕流堆積物) (託麻砂礫層)	溶出量試験	ふっ素は自然堤防堆積物、火砕流堆積物で検出された箇所があり、自然堤防堆積物では溶出量基準を超過する地点も見られた。 ほう素・砒素が検出された地点があったが、溶出量基準を超過する地点はなかった。 鉛は、溶出量基準を超過する地点が見られた。
	含有量試験	鉛は、含有量基準の 1/10 以上の含有があった 地点が数地点あった。 ふっ素・ほう素・砒素は、全ての地点で含有量 基準の 1/10 未満の含有量であった。

# 調査の契機

# 法第3条

- 1. 有害物質使用特定施設 の使用を廃止したとき
- 2. 1の調査免除<sup>\*1</sup>を受けた 土地で、900m<sup>2</sup>以上の土 地の形質変更を行うと き等

# 法第4条

一定規模以上の土地\*2の形質変更の届出の際に土壌汚染のおそれがあると市長が認めるとき

# 法第5条

土壌汚染により健康被害が 生ずるおそれがあると市長 が認めるとき

# 法第14条

自主調査において土壌汚染が判明 した場合において土地所有者等が 市長へ区域の指定を申請

※土壌調査は指定調査機関が、公正に 法に則った方法で実施する必要があ る

土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関に<u>土**壊調査**</u>を行わせ その結果を市長へ報告

# 土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合

# 区域の指定



# **◆**要措置区域◆

# 法第6条

土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

#### 法第7条

汚染除去等計画の提出等を市長が指示

## 法第9条

土地の形質変更の原則禁止

# 摂取経路の遮断

# ◆形質変更時要届出区域◆

## 法第11条

土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)

# 法第12条

土地の形質変更時に市長に計画の届出が必要

- ※1 有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合であっても、引き続き工場・事業場として使用する場合等は調査義務が一時的に免除される(法第3条第1項ただし書)。
- ※2 現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では 900m²以上、それ以外の土地では 3,000m²以上の土地。

#### 4 化学物質への対応

内分泌かく乱化学物質の環境濃度調査

内分泌かく乱化学物質(いわゆる環境ホルモン)対策については、環境省において、平成10年(1998年)から調査研究に取り組み、平成28年(2016年)6月には「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応 - EXTEND2016 - 」が取りまとめられ、この対応方針に基づき各種、取組みが推進されています。

本市では、平成 11 年度(1999 年度)以降、公共用水域(河川)における調査を継続的に実施してきましたが、人の健康や魚類への影響が明らかになったことから、平成 20 年(2008 年)以降は、これまでの調査での検出状況も踏まえ、対象物質の見直しを行いながら調査を継続しています。令和 4 年度(2022 年度)は 2 物質(2,4-ジクロロフェノール、ビスフェノール A)について、5 地点で調査を実施しました(年 1 回)。その結果、全国の調査結果と比較して、高濃度の物質は検出されていません。

#### 【令和4年度(2022年度)環境ホルモン調査結果】

(単位:mg/L)

採水地点	2,4-ジクロロフェノール	ビスフェノール A	
尾崎橋 (井芹川)	0.0003 未満	0.00001 未満	
吉原橋 (白川)	0.0003 未満	0.00001 未満	
秋津橋 (加勢川)	0.0003 未満	0.00001 未満	
六双橋 (天明新川)	0.0003 未満	0.00001 未満	
上代橋 (坪井川)	0.0003 未満	0.00001 未満	

#### ダイオキシン類の環境濃度調査

ダイオキシン類については、平成 12 年(2000 年)1 月、その強い人体影響から、「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、環境基準や排出基準が設定されました。

本市では、同法に基づき、平成 12 年度(2000年度)から公共用水域の水質・底質、地下水の水質及び土壌の監視調査を継続して実施しています。

令和 4 年度(2022 年度)は、市内 10 地点(水質は河川、海域及び地下水の 5 地点、底質は河川及び海域の 3 地点、土壌は 2 地点)で調査を実施しました。その結果、全ての調査地点で環境基準値未満でした。

【令和4年度(2022年度)ダイオキシン類調査結果】

環境媒体	分類等	地点名	測定結果	環境基準値
公共用水域 水質	河川	堀川合流前(坪井川)	0.073	
		坪井川合流前(堀川)	0.048	
海域		St-7(白川地先)	0.070	1pg-TEQ/L
地下水質		白川地区(T-34)	0.045	
		飽田地区(T-52)	0.044	
公共用水域 底質	河川	堀川合流前(坪井川)	0.16	
		坪井川合流前(堀川)	0.75	150 pg-TEQ/g
海域		St-7(白川地先)	0.82	
土壌	一般環境	小島下町新地ふれあい公園	0.014	1 000 pg TE0/c
		三番ふれあいまちの広場	0.0045	1,000 pg-TEQ/g

測定結果の単位は、水質については pg-TEQ/L、底質・土壌については pg-TEQ/g

#### 事業者によるダイオキシン類自主測定結果について

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、特定施設の設置者は、排出水について、ダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、市に報告することが義務付けられています。

本市内には、排出水の水質基準が対象となる特定施設をもつ事業場が 2 箇所あり、いずれも自主測定結果は、排出基準値を満たしていました。

# 【令和4年度(2022年度)ダイオキシン類自主測定結果】

事業場名称	特定施設	施設数	測定結果	水質排出基準値
南部浄化センター	下水道終末処理施設	1 施設	0.0013	10 pg-TEQ/L
東部浄化センター (西側排出口)	下水道終末処理施設	4 t⁄c≐n	0.00023	10 pg-TEQ/L
東部浄化センター (東側排出口)		1 施設	0.00010	10 pg-TEQ/L

測定結果の単位は、pg-TEQ/L